

中華人民共和国財政部国家稅務總局令第 50 号
中華人民共和国増値稅暫定施行條例實施細則

第 1 条 「増値稅暫定施行條例」(以下「條例」という)に基づき、この細則を制定する。

第 2 条 條例第 1 条において「財貨」とは、有形動産をいい、これには電力、熱力及び気体が含まれる。

條例第 1 条において「加工」とは、受託により財貨を加工すること、すなわち委託者が原料及び主要材料を提供し、受託者が委託者の要求に従い、財貨を製造し、かつ、加工費を収受する業務をいう。

條例第 1 条において「修理補修」とは、損傷し、又は機能を喪失した財貨に対し受託により修復をし、その原状及び機能を回復させる業務をいう。

第 3 条 條例第 1 条において「財貨を販売する」とは、財貨の所有権を有償で譲渡することをいう。

條例第 1 条において「加工・修理補修役務(以下「課稅役務」という)を提供する」とは、加工又は修理補修役務を有償で提供することをいう。事業者又は個人工商業者が招聘・雇用した従業員が当該事業者又は雇用者のために加工又は修理補修役務を提供することは、これに含まない。

この細則において「有償」とは、購入者から貨幣、財貨又はその他の経済的利益を取得することをいう。

第 4 条 事業者又は個人工商業者の次に掲げる行為は、財貨の販売とみなす。

- (1) 財貨を他の事業者又は個人の代理販売のために引き渡す行為
- (2) 代理販売財貨を販売する行為
- (3) 2 つ以上の機構を設け、かつ、統一計算を実行する納稅者が、財貨を 1 つの機構から他の機構に移送して販売に用いる行為。ただし、関連機構が同一の県(市)に設けられている場合を除く。
- (4) 自ら生産し、又は委託加工した財貨を非増値稅課稅項目に用いる行為
- (5) 自ら生産し、又は委託加工した財貨を集團福利又は個人消費に用いる行為
- (6) 自ら生産し、委託加工し、又は購入した財貨を投資として、他の事業者

又は個人工商業者に提供する行為

(7) 自ら生産し、委託加工し、又は購入した財貨を株主又は投資家に配当として分配する行為

(8) 自ら生産し、委託加工し、又は購入した財貨を他の事業者又は個人に無償で贈与する行為

第5条 1つの販売行為が財貨にかかわり、また、非増値税課税役務にもかかわる場合を、混合販売行為とする。本細則第6条の規定を除き、財貨の生産、卸売り又は小売りに従事する企業及び企業性事業者並びに個人工商業者の混合販売行為は、財貨の販売とみなし、増値税を納付しなければならない。その他の事業者及び個人の混合販売行為は、非増値税課税役務の販売とみなし、増値税を納付しない。

本条第1項において「非増値税課税役務」とは、営業税を納付すべき交通運送業、建築業、金融保険業、郵便電信・通信業、文化体育業、娯楽業及びサービス業の税目徴収範囲に属する役務をいう。

本条第1項において財貨の生産、卸売り又は小売りに従事する企業及び企業性事業者並びに個人工商業者には、財貨の生産、卸売り又は小売りに従事することを主とし、かつ、非増値税課税役務を兼営する事業者及び個人工商業者が含まれる。

第6条 納税者の次に掲げる混合販売行為については、財貨の売上額及び非増値税課税役務の営業額をそれぞれ計算し、かつ、その財貨販売に係る売上額に基づき増値税を計算して納付しなければならない。非増値税課税役務の営業額については、増値税を納付しない。それぞれ計算していない場合には、主管税務機関がその財貨の売上額を査定する。

(1) 自ら生産した財貨を販売し、かつ、建築業役務を同時に提供する行為

(2) 財政部及び国家税務総局が規定するその他の事由

第7条 納税者が非増値税課税項目を兼営する場合には、財貨又は課税役務の売上額及び非増値税課税項目の営業額をそれぞれ計算しなければならない。それぞれ計算していない場合には、主管税務機関が財貨又は課税役務の売上額を査定する。

第8条 条例第1条にいう「中華人民共和国国内（以下「国内」という）において財貨を販売し、又は加工若しくは修理補修役務を提供する」とは、次のことをいう。

(1) 財貨販売の輸送開始地点又は所在地が国内にあること。

(2) 提供する課税役務が国内において発生すること。

第9条 条例第1条にいう「事業者」とは、企業、行政機関、事業機関、軍事機関、社会团体その他の事業者をいう。

条例第1条にいう「個人」とは、個人工商業者その他の個人をいう。

第10条 事業者を他の事業者又は個人にリースし、又は請け負わせて経営させる場合には、借受人又は請負人を納税者とする。

第11条 小規模納税者以外の納税者（以下「一般納税者」という）が売上返品又は売上値引により購入者に返還する増値税額については、売上返品又は売上値引の発生した当期の売上税額から控除しなければならない。仕入返品又は仕入値引により回収した増値税額は、仕入返品又は仕入値引の発生した当期の仕入税額から控除しなければならない。

一般納税者が財貨又は課税役務を販売し、増値税専用インボイスを発行した後に、売上返品又は売上値引若しくはインボイス発行の誤り等の事由が発生した場合には、国家税務総局の規定に従い赤字増値税専用インボイスを発行しなければならない。規定どおりに赤字増値税専用インボイスを発行しない場合には、増値税額については、売上税額から控除してはならない。

第12条 条例第6条第1項において代金外の費用には、代金外に購入者から收受した手続費、補助、基金、資金調達費用、返還利益、奨励費、違約金、滞納金、延払利息、賠償金、代理收受代金、立替金、包装費、包装物賃貸料、準備金、優良品質費、運送荷役費及びその他の各種性質の代金外の費用收受が含まれる。ただし、次に掲げる項目は、その中に含まれない。

(1) 消費税を徴収すべき消費品を受託加工して代理收受・代理納付する消費税

(2) 次の条件に同時に適合する立替払いの運送費用

運送請負部門の運送費用インボイスが購入者に発行されていること。

納税者が当該インボイスを購入者に引き渡していること。

(3) 次の条件に同時に適合し、代理收受される政府性基金又は行政事業性費用收受

国務院又は財政部が設立を認可した政府性基金、国務院又は省級人民政府並びにその財政及び価格主管部門が設立を認可した行政事業性費用收受

收受の際に省級以上の税制部門が印刷・作成した財政領収書を発行すること。

收受した代金の全部につき財政に上納すること。

- (4) 財貨を販売すると同時に保険等の代理手続をして購入者から收受する保険料及び購入者から收受し、購入者に代わって納付する車両購入税及び車両ナンバープレート費

第13条 混合販売行為について、本細則第5条の規定に基づき増値税を納付すべき場合には、その売上額は、財貨の売上額及び非増値税課税役務の営業額の合計とする。

第14条 一般納税者が財貨又は課税役務を販売し、売上額と売上税額とを併せて価格を決定する方法を採用する場合には、次に掲げる公式に従い売上額を計算する。

$$\text{売上額} = \text{税込み売上額} \div (1 + \text{税率})$$

第15条 納税者が人民幣以外の貨幣に従い売上額を決済する場合には、その売上額の人民幣換算率は、売上額が発生した当日又は当月1日の人民幣為替レートの仲値を選択することができる。納税者は、どの種の換算率を採用するかを事前に確定しなければならない。確定後1年以内において変更してはならない。

第16条 納税者の条例第7条にいう価格が著しく低く、かつ、正当な理由がない場合、又は本細則第4条に掲げる財貨販売とみなされる行為があるが売上額のない場合については、次に掲げる順序に従い売上額を確定する。

- (1) 納税者の直近の同類財貨の平均販売価格に従い確定する。
- (2) その他納税者の直近における同類財貨の平均販売価格に従い確定する。
- (3) 構成税額計算価格に従い確定する。構成税額計算価格の公式は、次のとおりとする。

$$\text{構成税額計算価格} = \text{原価} \times (1 + \text{原価利益率})$$

消費税を徴収すべき財貨に属する場合には、その構成税額計算価格の中に、消費税額を加算しなければならない。

公式中の「原価」とは、自ら生産した財貨を販売する場合には実際の生産原価とし、外部購入した財貨を販売する場合には実際の調達原価とする。公式中の原価利益率は、国家税務総局が確定する。

第17条 条例第8条第2項第(3)号において購入価格には、納税者が農産品を購入した際に農産品買上インボイス又は販売インボイスに注記された代金及び規定に従い納付したタバコ税が含まれる。

第18条 条例第8条第2項第(4)号において「運送費用金額」とは、運送費用決済書類に注記された運送費用（鉄道臨時管理線及び鉄道専用線運送費用を含む。）及び建設基金をいい、荷役費及び保険料等のその他の雑費を含まない。

第19条 条例第9条において「増値税の控除証憑」とは、増値税専用インボイス、税関輸入増値税専用納付書、農産品買上インボイス及び農産品販売インボイス並びに輸送費用決済書類をいう。

第20条 混合販売行為につき本細則第5条の規定に基づき増値税を納付すべき場合において、当該混合販売行為がかかわる非増値税課税役務のために購入した財貨の仕入税額について、条例第8条の規定に適合するときは、売上税額から控除することを許可する。

第21条 条例第10条第(1)号において財貨の購入には、増値税課税項目（増値税徴収免除項目を含まない）に用い、また、非増値税課税項目、増値税徴収免除（以下「免税」という）項目、集団福利又は個人消費にも用いる固定資産を含まない。

前項において「固定資産」とは、使用期間が12か月を超える機器、機械、運送手段その他の生産・経営に係る設備、手段及び器具等をいう。

第22条 条例第10条第(1)号において個人消費には、納税者の交際接待消費が含まれる。

第23条 条例第10条第(1)号及びこの細則において「非増値税課税項目」とは、非増値税課税役務の提供、無形資産の譲渡、不動産の販売及び建設仮勘定をいう。

前項において「不動産」とは、移動することができず、又は移動後に性質若しくは形状の変更が引き起こされる可能性のある財産をいい、建築物、構築物その他の土地附着物を含む。

納税者が不動産を新築し、改築し、増築し、修繕し、又は内外装することは、いずれも建設仮勘定に属する。

第24条 条例第10条第(2)号において「非正常な損失」とは、管理不善によりもたらされた窃取、紛失又はカビ発生による変質に係る損失をいう。

第25条 納税者が自家用とする消費税を徴収すべきオートバイ、自動車及びレジャーボートについては、その仕入税額は、売上税額から控除してはならない。

第26条 一般納税者が免税項目又は非増値税課税役務を兼営しながら、控除してはならない仕入税額を区分することができない場合には、次に掲げる公式に従い控除してはならない仕入税額を計算する。

$$\text{控除してはならない仕入税額} = \text{当月の区分することができない全部の仕入税額} \times \frac{\text{当月の免税項目売上額及び非増値税課税役務営業額の合計}}{\text{当月の全部の売上額及び営業額の合計}}$$

第27条 仕入税額を既に控除した財貨又は課税役務の購入につき条例第10条所定の事由が発生した場合には（免税項目及び非増値税課税役務を除く）、当該財貨又は課税役務購入に係る仕入税額を当期の仕入税額から控除しなければならない。当該仕入税額を確定することができない場合には、当期の実際原価に従い控除すべき仕入税額を計算する。

第28条 条例第11条にいう小規模納税者の標準は、次のとおりとする。

(1) 財貨の生産又は課税役務の提供に従事する納税者及び財貨の生産又は課税役務の提供に従事することを主とし、財貨の卸売り又は小売りを兼営する納税者であって、年の増値税を徴収すべき売上額（以下「課税売上額」という）が50万元以下（当該数を含む。以下同じ）の者

(2) 前号に規定する以外の納税者であって、年の課税売上額が80万元以下の者

前項において「財貨の生産又は課税役務の提供に従事することを主とする」とは、納税者の年の財貨の生産又は課税役務の提供に係る売上額が年の課税売上額に占める比率が50パーセント以上であることをいう。

第29条 年の課税売上額が小規模納税者の標準を超えるその他の個人は小規模納税者として納税し、非企業性事業者及び経常的には課税行為が発生しない企業は小規模納税者として納税することを選択することができる。

第30条 小規模納税者の売上額には、その要納税額を含まない。

小規模納税者が財貨又は課税役務の販売をする際に売上額と要納税額とを併せて価格を決定する方法を採用する場合には、次に掲げる公式に従い売上額を計算する。

$$\text{売上額} = \text{税込み売上額} \div (1 + \text{徴収率})$$

第31条 小規模納税者が売上返品又は売上値引により購入者に返還した売上額については、売上返品又は売上値引の発生した期の売上額から控除しなければならない。

第32条 条例第13条及びこの細則において「会計計算が健全である」とは、国の統一の会計制度の規定に従い帳簿を置き、適法かつ有効な証憑に基づき計算することができることをいう。

第33条 国家税務総局に別段の規定がある場合を除き、納税者は、いったん一般納税者として認定された後は、小規模納税者に転換してはならない。

第34条 次に掲げる事由の1つに該当する者は、売上額に従い増値税の税率により要納税額を計算しなければならず、仕入税額を控除してはならず、また、増値税専用インボイスを使用してはならない。

(1) 一般納税者の会計計算が不健全であり、又は正確な税務資料を提供することができない者

(2) 第29条に規定する場合を除き、納税者の売上額が小規模納税者の標準を超え、一般納税者認定手続を申請していない者

第35条 条例第15条に規定する一部の免税項目の範囲は、次のとおり限定される。

(1) 第1項第(1)号において「農業」とは、栽培業、養殖業、林業、牧畜業及び水産業をいう。

農業生産者には、農業生産に従事する事業者及び個人が含まれる。

「農産品」とは、一次農産品をいい、具体的な範囲は、財政部及び国家税務総局が確定する。

(2) 第1項第(3)号において「古書・古本」とは、社会から買い上げた古書及び古本をいう。

(3) 第1項第(7)号において「自己が使用した物品」とは、その他の個人が自ら使用した物品をいう。

第36条 納税者の財貨又は課税役務の販売につき免税規定が適用される場合には、免税

を放棄し、条例の規定に基づき増値税を納付することができる。免税を放棄した後に、36 か月内において再び免税を申請してはならない。

第37条 増値税の課税最低限の適用範囲は、個人に限る。

増値税の課税最低限の幅は、次のとおりとする。

- (1) 財貨を販売する場合には、月の売上額が2,000～5,000元とする。
- (2) 課税役務を販売する場合には、月の売上額が1,500～3,000元とする。
- (3) その回ごとに納税する場合には、各回(日)の売上額が150～200元とする。

前項において「売上額」とは、第30条第1項にいう小規模納税者の売上額をいう。

省、自治区及び直轄市の財政庁(局)及び国家税務局は、所定の幅のなかで、実際の状況に基づき当該地区に適用する課税最低限を確定し、かつ、財政部及び国家税務総局に報告して備案しなければならない。

第38条 条例第19条第1項第(1)号所定の売上代金を受領し、又は売上代金取立書類を取得した当日は、売上代金の決済方式の違いに従い、具体的に次のとおりとする。

- (1) 直接代金收受方式を採用して財貨を販売する場合には、財貨が発送されたか否かを問わず、いずれも売上代金を受領し、又は売上代金取立書類を受領した当日とする。
- (2) 取立受託・支払引受け及び銀行委託代金收受方式を採用して財貨を販売する場合には、財貨を発送し、かつ、取立委託の手続を完了した当日とする。
- (3) 掛売り及び分割代金收受方式を採用して財貨を販売する場合には、書面による契約に約定する代金收受日の当日とし、書面による契約がないとき又は書面による契約に代金收受日を約定していないときは、財貨を発送した当日とする。
- (4) 財貨代金前受方式を採用して財貨を販売する場合には、財貨を発送した当日とする。ただし、生産工期が12か月を超える大型機械設備、船舶及び航空機等の財貨を生産販売する場合には、前受代金を收受し、又は

書面による契約に約定した代金收受日の当日とする。

- (5) 他の納税者に委託して財貨を代理販売する場合には、代理販売事業者の代理販売明細を受領し、又は財貨代金の全部若しくは一部を受領した当日とする。代理販売明細及び財貨代金を受領していない場合には、代理販売財貨を発送して満 180 日の当日とする。
- (6) 課税役務を販売する場合には、役務の提供と同時に売上代金を受領し、又は売上代金取立書類を取得した当日とする。
- (7) 納税者に第 4 条第(3)号ないし第(8)号に掲げる財貨の販売とみなす行為が発生した場合には、財貨移送の当日とする。

第 39 条 条例第 23 条にある 1 つの四半期を納税期間とする規定は、小規模納税者にのみ適用する。小規模納税者の具体的な納税期間は、主管税務機関がその要納税額に基づきそれぞれ査定する。

第 40 条 この細則は、2009 年 1 月 1 日から施行する。

